

厚生労働部会 「医師の働き方改革に関するPT」 取りまとめ

平成31年3月20日
自由民主党政務調査会厚生労働部会
医師の働き方改革に関するPT

本PTは、政府による「働き方改革実行計画」を踏まえ、医師の働き方改革に関し、本年3月末までに方向性を打ち出すために昨年1月31日に設置された。各種団体等からのヒアリングを始め、厚生労働省の「医師の働き方改革に関する検討会」の検討状況の報告を受けるとともに議論を重ねて来た。

医師の働き方改革は、①医師の健康の確保②地域医療の適正な確保という二本の柱を基本に検討することを確認した。

昨年12月18日には、当直翌日の勤務軽減や勤務間インターバルの確保、地域医療を確保するための医療機関への財政支援など医師の健康の確保と地域医療の確保を両立するための対応等を求める中間提言を取りまとめ、政府に要請を行った。この中間提言の各事項については、その後の厚生労働省の検討会においても議論されるとともに、来年度政府予算においても必要な経費が盛り込まれているところである。

本来、医師の時間外労働の上限時間は、どのような上限時間が制度上設定されようとも具体的な対応を検討・実行したうえでその効果を基に時間を設定することが望ましい。上限時間ありきで改革を進めるべきではなく、患者目線、医療安全、医療の質の確保を優先し、慎重に検討したうえで設定すべきである。

この対応には①医師でなければできない業務②他の職種へ移管できる業務③病院のシステム及び地域の制度などの見直しが必要な業務に分類し、それぞれの項目を丁寧に検討し対応して行くことが必要である。また時間外労働の発生要因の一つに、国民の医療や医療保険への十分な理解、医療機関への正しいかかり方などを啓発・教育する必要性と国民の意識改革の必要性を確認した。また働き方改革を実行していくうえでの基本は医療安全であり、医療安全を基本に推進されなければならない。

医師のみならず医療機関で働くすべての職員の勤務環境の改善が重要であり、ワークライフバランスを中心とした柔軟性のある働き方を実現する。また種々の検討事項については、必要があれば法律改正も含めて検討する。ICTの活用は医療者の時間外勤務の改善に有用であり十分な検討をする必要がある。

また働き方改革については、勤務医だけでなく、地域医療を支える診療所の医師など医療機関の管理者についても適切に取り組まれる必要があることに十分留意する必要がある。

働き方改革を実行するためには相応の財源が必要であり、医療者の健康確保、地域医療の確保、人材の確保、タスクシフト、ICTの推進、国民の意識改革等々のための十分な財源の確保を強く要望する。またこれからの5年間に働き方改革を進めて行くためには丁寧な議論が必要であり、本PTで引き続き検討する。

羽生田先生からのご寄稿いただきました

参議院財政金融委員会理事 / 自民党厚生労働部会 部長代理
医師の働き方改革PT 座長
参議院議員

羽生田 たかし 活動報告



本年四月より「働き方改革関連法」が施行され、従業員百人以上(百人以下は来年四月より適用)の事業所(医療機関含む)では、時間外労働の上限規制が適用されます。管理者および開設者に罰則の付いた法律であります。医師においては施行が五年間猶予されましたが、その間に実現可能な方法を議論し、準備をせねばなりません。政府による「働き方実行計画」にて、「医師の時間外労働の上限時間」は検討会の議論を経て

先般千八百六十時間という時間が五年間猶予されましたが、その間に実現可能な方法を議論し、準備をせねばなりません。政府による「働き方実行計画」にて、「医師の時間外労働の上限時間」は検討会の議論を経て

とはいえ、立法府である政治として方向性を出し、検討や議論として経過確認し法改正等を検討し、実情にあった法律にしていく場として自民党「医師の働き方改革PT」があり、その座長として今回取りまとめを行い、三月二十八日に根本匠厚生労働大臣に要請いたしました。そもそも上限時間は具体的な対応を検討・実行したうえでその効果をもとに設定することが望ましく上限時間ありきで改革を進めるべきではないといったしま



北海道医師会にて



座長を務める医師の働き方改革PTにて



横浜市医師会代議員会にて



東京都医師会地区医師会会長会議にて



宮城県塩竈市医師会にて



長野県医師会医療機関まわり



山梨県医師会にて



藤沢市理事会にて

した。左記に、自民党「医師の働き方改革PT」の取りまとめ文章を掲載させていただきます。地域医療を守っておられる現場の皆さま方のご意見をいただければと存じます。

自見先生からのご寄稿いただきました

参議院議員 自見はなこ 活動報告

「国民医療の発展に向けて」



今年は統一地方選挙と参議院議員選挙が重なる勝負の年。羽生田たかし先生とともに、頑張ります！

策特別委員会のもとに「諸課題に対応する小委員会」が設置をされ、私は主査として仮設住宅の担当となりました。四月の会議では、和歌山県美浜町が、南海トラフ巨大地震の発生時に津波に襲われ、町内四六〇、平野部九〇〇の浸水が予想されることから、瓦礫仮置き候補地や、復興後における仮設住宅の高台移転など「事前復興計画」を策定しましたのでその紹介や、仮設住宅へ移った時にもコミュニティの力や家庭訪問での保健事業が健康保持のうえでも大切になることから、昨年の西日本豪雨における岡山県医師会を中心とした対応について紹介し、今後の政府・与党の方針に反映させたいと考え、議論する予定です。六月の政府の骨太方針に反映させることができるよう尽力して参ります。

策特別委員会のもとに「諸課題に対応する小委員会」が設置をされ、私は主査として仮設住宅の担当となりました。四月の会議では、和歌山県美浜町が、南海トラフ巨大地震の発生時に津波に襲われ、町内四六〇、平野部九〇〇の浸水が予想されることから、瓦礫仮置き候補地や、復興後における仮設住宅の高台移転など「事前復興計画」を策定しましたのでその紹介や、仮設住宅へ移った時にもコミュニティの力や家庭訪問での保健事業が健康保持のうえでも大切になることから、昨年の西日本豪雨における岡山県医師会を中心とした対応について紹介し、今後の政府・与党の方針に反映させたいと考え、議論する予定です。六月の政府の骨太方針に反映させることができるよう尽力して参ります。

昨年未だに成立した成育基本法が年内に施行されます。施行までに、政府は成育医療等協議会令(政令)を制定し、厚労省内に設置される成育医療等協議会の人選(医療関係者や学識経験者)を進めることが決まっています。同協議会は、法施行後に開催され、政府が今後進めるべき施策である成育医療等基本方針に盛り込む具体的な項目を議論し、その検討結果を踏まえて成育医療等基本方針が閣議決定されるという重要な場です。その後、その計画項目は都道府県の医療計画などに記載される運びとなりますが、これらが都道府県や自治体では努力義務のため有効に施策がされるかが極めて重要です。ただし、政府や自治体における施策の実施状況は、一年ごとに公表されることとなります。都道府県や市区町村で地方議会議員とともに首長へ質問していただくなど、全

未来を変えていくと強く信じております。

国産の液体ミルクがついに発売されました

災害時に赤ちゃんの命を守る乳児用液体ミルクについて、一月三十一日、食品衛生法に基づく規格基準の厚生労働大臣承認がおりたことは前回ご報告いたしました。今回はその続報です。三月五日、消費者庁から江崎グリコと明治の製品について、健康増進法に基づく表示許可がおり、晴れて商品として販売することができるようになりました。平成二十八年の熊本地震の際に、フィンランドから液体ミルクの緊急輸入がきっかけで、国内での液体ミルク普及の必要性を痛感し、同年五月に野田聖子衆議院議員が中心となって国会議員の勉強会「乳児用液体ミルクの普及を考える会」を結成し、私も事務局長を拝命して活動してきた結果がこのような形で実り、大変嬉しく思います。厚生労働大臣として規格基準の審議などスピード感をもって進めてくださった塩崎恭久先生、内閣府特命担当大臣(防災)と

して防災備蓄の必要性を力強く訴えてくださった松本純先生のほか、「赤ちゃん防災プロジェクト」を発足してくださいました日本栄養士会、日本防災士会をはじめとした関係各位に感謝の念に堪えません。母乳が最良であることはいうまでもありませんが、飲料水の確保やお湯を沸かすことが困難な状況で粉ミルクが使用できない時などに液体ミルクは命を守る切り札です。被災から三日までの基礎備蓄は基礎自治体の役割です。文京区では、成澤廣修区長のもと全国に先駆けて妊産婦乳幼児避難所での備蓄を開始します。地方議員への働きかけも含め、今後も普及促進に向けた取り組みを一生懸命続けて参ります。

「国保健婦」の活動について
少子高齢化、人口減少、都市部への人口集中という構造的な問題を抱えるわが国において、地域包括ケアシステムの構築をはじめ、介護予防や健康寿命の

災害対応について
昨年あった一連の災害を受け、年明けに自民党内で災害対



3月20日、参議院厚労委員会にて成育基本法を踏まえた行政組織の在り方等を質問



小泉進次郎厚生労働部会長にも、液体ミルクを試飲してもらいました



岩手県で、元国保健婦の方々。長年岩手県医師会会長をおつとめになった石川育成先生を偲ぶ会の日でした。石川先生のお導きを感じました

延伸は喫緊の課題です。こうしたなか、昭和五十三年まで制度として存在し、地域密着の保健活動を行っていた「国保健婦」の方々の活動は、今後あるべき地域医療の姿を描くうえで、示唆に富むものと考えます。

三月三日、岩手県盛岡市にて、かつて国保健婦として活躍した三名の方々(柴田幸栄元葛巻町保健福祉部長、深澤久子元沢内村保健婦長、大洞敦子元川井村保健センター所長)を講師にお招きして、「岩手県における保健師による地域保健活動についての意見交換会」を開催いたしました。当日は、日本医師会から横倉義武会長、小玉弘之常任理事、金浩敏常任理事にご出席いただいたほか、武田俊彦厚労省政策参与、小原紀彰岩手県医師会会長、山下キヌ岩手県看護連盟会長、安藤たかお衆議院議員など多くの皆様にご出席いただきました。岩手県の中山間地域は、かつては医師が極めて少なく、乳幼児死亡率が全国ワーストを記録するなど、非常に厳しい状況にありました。そのようななか、国保健婦は住民三千五百に一人の割合で配置され、各家庭を戸別に訪問し、健康診断の受診呼びかけや、結果説明などのアフターケア、減塩をはじめとする栄養指導、妊婦や乳幼児の健康管理に関わる母子保健活動など、幅広い分野を地域住民との信頼関係のもとで

次回、総務省が発表した「二〇四〇年の地域社会のあり方戦略」と、「医師養成の過程から医師偏在是正を求める議員連盟」でも厚労省が発表した「二〇三六年の医師需給推計をもとに議論しましたので、その活動もご紹介したいと思います。日本医師連盟の先生方におかれましても、ご意見をお寄せいただけましたら幸いです。

カバリーしておられました。行政として医師、歯科医師、地域の自治会、老人クラブとも連携し、まさに八面六臂の活躍で乳幼児死亡率の改善や、脳卒中予防などで大きな成果を上げておられました。医師の働き方改革におけるタスクシェアリングの議論や、多職種連携によるチーム医療の推進が求められますが、都市部でも急激な高齢化と人口減少に見舞われます。何が地域医療を守ることにつながるのか、原点を教えていただいたと感じました。併せて沖縄県にあった公看制度も勉強しています。社会保障制度の維持・発展のためには、偉大な先人達に学ぶことが重要であると、深く感じました。

2月26日、児童虐待防止啓発の記者会見を開催。三原じゅん子自民党女性局長、馳浩自民党虐待等に関する特命委員会委員長とともに、こどもたちを守る取り組みを進めていきます